

【コンプリートケアパック規定(サービス約款)】

お客様(以下甲という)とパナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー(以下乙という)は、コンプリートケアパックのサービス(以下本サービスという)提供に関し、以下の通り甲乙確認するものとします。

第1条(適用)

本サービスは、乙が甲に別途知らせる登録確認書(以下確認書という)に記載の有効期間終了日までの間、対象機器に生じた突発的事故により発生した損害を、乙所定の サービス条件に基づいて補償するものです。

第2条(用語の定義)

本サービスにおいて、以下の用語は以下の意味として使用します。

「対象機器」とは、クライアントPC保守契約必要事項連絡表(以下申込書という)の型名・製造番号の項目に記載の機器をいいます。
※申込に際しての登録項目は、請求書送付先・登録確認書送付先・設置先情報(設置先名や住所等)・保守対象機種情報 となります。

第3条(補償内容について)

対象機器に生じた突発的事故により発生した損害を補償します。

サービスの対象となるのは、法人向けレッツノート、タフシリーズ、2014年4月1日以降に販売され、サービス申込のあった商品です。

同時購入された純正周辺機器も商品本体にあわせて補償対象となります。

本サービス内容は、1ヶ月前の予告により変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

本補償における補償金額は、有効期間(最大5年間)の通算において上限20万円(税込/1台あたり)となります。

ただし、実際に要した修理金額が限度となります。

第4条(補償範囲について)

本補償は、日本国内において発生した突発的事故のみ有効です。

本補償の対象となる損害は、以下の突発的事故(※1)が原因となり、且つ対象機器の動作に支障をきたす場合、又は動作に支障をきたす可能性がある場合(※2)にのみ対象となります。

ただし、経年劣化が原因、又は対象機器の動作に支障をきたさない場合、及びリフレッシュ目的による場合(※3)は対象外となります。

※1 火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、落下・飛来・衝突、水濡れ、いたずら、盗難、破損

※2 <本補償の対象例> 筐体破損、画面破損、ヒビ

※3 <本補償の対象外例> 擦り傷、塗装剥げ、汚れ、打痕、色落ち、色褪せ、虫害、ねずみ食い

本補償の対応は基本としてセンドバック引き取り保守となります。

本補償の範囲は、商品を最初に購入されたお客様のみに適応されるもので、お客様が商品を譲渡、転売された第三者には適応されません。

第5条(補償の適用除外について)

補償期間内でも次の場合には適用除外となりますので、修理にあたっては原則として、有料とさせていただきます。

- ①詐欺や横領、紛失や置忘れによるもの
- ②故意もしくは重大な過失、法令違反によるもの
- ③不当な修理や改造によるもの
- ④欠陥や瑕疵、消耗、使用による品質・機能の低下、変質や変色、さび・腐食によるもの
- ⑤外的な原因によらない電氣的・機械的な故障によるもの
- ⑥戦争や武力行使、武装反乱その他類似する事変または暴動によるもの
- ⑦差押えや没収・破壊等、国または公共団体の公権力の行使によるもの
- ⑧核燃料物質の放射性、爆発性、その他有害な特性によるもの
- ⑨地震や噴火、それによる津波によるもの
- ⑩ソフトウェアのバグ、不具合によるもの
- ⑪台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によるもの

第6条(本サービス料金)

甲は、本サービス利用料金として、乙所定のサービス料金を支払うものとします。

第7条(サービス有効期間)

本補償の有効期間は、お客様の商品ご購入日より最長5年間となります。

第8条(損害賠償について)

万一、本補償に関連して乙の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、乙の支払う損害賠償、費用の補償、

その他一切の責任およびその合計額は、本補償の対象となった対象商品の購入代金として、乙もしくは販売店が受領した合計額を上限とします。

第9条(機密保持)

1.甲および乙は、本サービスの履行過程で知り得た情報(以下「秘密情報」といいます)を秘密として保持し、第三者に開示・漏洩しないものとします。

ただし、法令又は裁判所等の公的機関の要請・命令等により開示を強制され、開示せざるを得ない場合は、この限りではありません。

2.甲および乙は、本サービスが終了したとき、または相手方から秘密情報の返却・廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに相手方に返却または廃棄するものとします。なお、本条の義務は当該秘密情報を返還または廃棄した時点よりなお1年間存続するものとします。

第10条(解約)

1.甲又は乙が、次の各号の一つに該当したときは、相手方は何等の催告を要せず、相手方への通知をもって直ちに本サービスを解約できるものとします。

①本約款に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき

②関係法令、もしくは本約款に違反し、又は著しい背信行為をしたとき

③手形もしくは小切手を不渡りとし、又は支払停止の状態に陥ったとき

④第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は公租公課滞納処分を受け、あるいは破産、再生、会社更生もしくは特別清算の申立を受け、又は自らその申立をしたとき

⑤合併、解散、減資、営業の廃止又は営業の全部もしくは重要な一部の譲渡もしくは賃貸の決議を行なったとき、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じたとき。前各号のほか、本サービスの履行が困難となり、又はそのおそれがあるとき

⑥監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき

2.甲又は乙が、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

3.甲の責に帰すべき事由による本サービス中途解約によるサービス料金の返金は致しかねますので、ご了承ください。

第11条(本約款の変更)

乙は、本約款を民法548条の4第1項の定めに従って変更することができるものとします。なお、当該変更を行う場合、

ご登録のメールアドレスへご連絡メールを配信又は本サービス掲載サイト(URL:https://content.connect.panasonic.com/jp-ja/fai/file/59526)に掲載することにより変更できたものとし、当該連絡又は掲載時点から効力を生じるものとします。

第12条(合意裁判所)

甲及び乙は、本サービスに関し訴訟の提起、調停の申立等が必要となった場合、東京地方裁判所を専属的な第一審管轄裁判所とします。

第13条(協議事項)

本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

甲は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体をいう)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して乙の業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、甲の主要な出資者又は役員等が反社会的勢力の構成員でないことを保証する。

第15条(保守受付・作業時間)

保守受付時間は年末年始(12月30日~1月4日)を除く日の9時00分~21時00分までとします。

保守作業時間は土曜・日曜・祝祭日及び年末年始(12月30日~1月4日)を除く日の9時00分~17時30分までとします。